令和元年度

第4回台東区都市計画審議会

日時:令和2年3月26日(木)

 $10:00\sim11:34$

場所:台東区役所 10階 1003会議室

午前10時00分 開会

1 開 会

2 区長挨拶

皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、台東区都市計画審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

挨拶の前に、一言、新型コロナウイルス対策について申し上げます。

昨日、小池東京都知事より、オーバーシュートの重大局面との緊急記者会見がございました。台東区は永寿総合病院での感染症患者が発生し、一般外来診療を休止し、永寿総合病院を受診されている方はまさに命にかかわる重大な問題であると考えております。

このため、台東区は本日、医師会を初めとする医療機関、病院関係者による台東区新型 コロナウイルス感染症対策協議会を設置しました。さらに、電話相談窓口、これも永寿総 合病院を受診されている方を対象とした専用相談電話を永寿総合病院、そしてまた、それ 以外の方を対象とした永寿総合病院対応の専用相談電話を台東区に新たに設置しました。

こうして、今後とも対応のため、東京都と台東区としっかり連携を図りながら、そして 国とも連携を図りながら対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い 申し上げます。

本日は、会長を初め委員の皆様におかれましては、日ごろから台東区の都市づくり行政 に多大なる御尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回は、都市計画道路の変更、また、谷中地区の地区計画の審議、答申をお願いするものでございます。あわせまして、上野地区まちづくりビジョンの報告を申し上げます。いずれもこれからの台東区のまちづくりに大変重要な案件でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

3 会長挨拶

おはようございます。本日は、都市計画道路の変更及びそれに連動して谷中地区地区計画の決定について、2件諮問事項がございます。本日採決をとらせていただこうと思っているものです。また、報告としては、何度か議論してきましたけれども、上野地区まちづくりビジョンについて本日も報告をさせていただこうということです。

台東区の都市計画に関する重要な事項を審議している都市計画審議会ということで、かつ、少し議案の時間の関係もあって、こういう事態でしたけれども開催するということにさせていただきました。なるべく効率よく議論をまとめて散会できればと思っております。コロナウイルスの問題、確かにきのう、大きな局面ですということを都知事が言われたのですが、確かにきょうあしたどういう状況になるかで、その状況の深刻さが見えてくるような気がしています。

先ほど来の新型コロナ対策ということで、本日開催しようかどうかという相談を受けた ときに、いろいろスケジュールも含めて、開催するということにさせていただきました。 多くの方がなるべく集まらないように、不要不急の集まりはするな、夜も控えていろとい うのがきのうの都知事のメッセージだったかと思いますけれども、本審議会、きょう、不 要不急ではなくて、この時期にやっておくということが次の展開に対しても不可欠であろ うということで、やらせていただくということにしました。会の運営に必要な措置という ことで、ドアをあけ、あるいは排煙口をあけて開放してやっていますけれども、同時に、 傍聴者の方をどうしようかということで、基本的には傍聴者の方をお断りして、御理解い ただこうと。ただ、どうしても傍聴したいという方もおられるかもしれませんが、その場 合には、申しわけないけれども、ドアを開放していますので、廊下で聞いていただく、そ んな措置を会長としての責任でとらせていただきました。また、区職員の出席も必要最小 限にするということで、いつもより事務局の人数が少ないと思いますけれども、そういう 次第でございます。長時間の開催も避けたほうがいいかということで、円滑な進行に努め ていきたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。事務局から、傍 聴を希望された方にそうした旨説明していただいているところだと思いますけれども、そ のような御理解をいただいて進めさせていただければと思っております。

4 委員の紹介

5 出席状況及び定足数の報告

定数18名のうち、15名の出席。

<出席委員>中林会長、山口委員、ヨコミゾ委員、和泉委員、青柳委員、 寺田委員、早川委員、鈴木委員、手塚委員、三浦委員、山勝委員 大塚委員、佐藤委員、辻委員、隂山委員

6 議事録の確認

7 議 事

(1)諮問

- ・東京都市計画道路の変更について
- ○事務局 それでは、次第の7、議事に入りたいと思います。

本日は、「東京都市計画道路の変更について」及び「東京都市計画 谷中地区地区計画 について」をお諮りさせていただきます。御審議の上、答申を賜りますようお願いいたし ます。

それでは、諮問文を区長より会長へお渡しいたします。区長、よろしくお願いいたします。

○区長 台東区都市計画審議会会長、中林一樹様。

下記のとおり諮問する。

諮問事項 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第92号線について、同第178号線について、同第188号線について。

諮問理由 都市計画道路の必要性が低いことが確認されたため、変更する。

・東京都市計画 谷中地区地区計画について

諮問事項 東京都市計画谷中地区地区計画について。

諮問理由 特徴ある既存のまち並みの維持・保全に配慮しながら、地域活力と落ちつきある暮らしが調和したまちづくりと防災性の向上を実現するため、地区計画を決定する。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。(区長より会長へ諮問文を手交)

○事務局 区長、会長、ありがとうございました。

区長は、所用がございますので、ここで退席させていただきます。区長、ありがとうご ざいました。(区長退席)

(2)審議事項

- ・都市計画道路の変更(廃止)について
- ○会長 それでは、7番の議事の2、審議事項に移りたいと思います。

それではまず、「都市計画道路の変更(廃止)について」、事務局より資料の説明をお願

いいたします。

○事務局 都市計画道路の変更(廃止)について御説明いたします。資料1をごらんください。

まず項番1、本日の審議の項目でございます。御審議いただく項目は、こちらに記載の 2点ございます。まず1点目、(1)、補助線街路第188号線の廃止についてでございま す。2点目は、(2)、補助線街路第92号線と第178号線の廃止について、東京都から 意見照会の文書が届いておりますので、この照会に対する回答についてでございます。

項番2、都市計画道路の廃止の概要でございます。

昨年11月1日開催の都市計画審議会で御説明した内容と重複するところもございますが、改めて簡単に御説明させていただきます。

まず、下のマップをごらんください。今回廃止いたしますものは、この図に示している 3つの路線でございます。このうち、台東区で手続を行うものが、①の補助188号線の みとなります。この188号線につきましては、荒川区との区境の路線でございまして、 荒川区のほうでも同様に廃止の手続を行っているところでございます。

なお、残りの2路線、②の補助92号線と③の補助178号線につきましては東京都の ほうで手続を行っているところでございます。

これまでの経緯についてでございますが、項番2の(3)と(4)に記載しておりますが、平成16年3月に東京都及び特別区で策定した「区部における都市計画道路の整備方針」におきまして、日暮里・谷中地区の3路線につきましては、都市計画の見直し候補区間して選定されてございます。この方針に基づきまして、都市計画道路の必要性を検討した結果、見直し候補区間の全区間を廃止する方針を平成27年12月に決定しております。その後、(5)に記載しましたように、東京都と本区、荒川区、文京区の3区で検討を進めまして、都市計画道路の廃止に係る手続を進めているところでございます。

具体的には、(6)以降の記載でございますが、まず、昨年の8月30日と31日の2回にわたりまして、東京都と3区で合同で素案の説明会を実施してございます。その後、都市計画法第19条に基づきまして、東京都知事と協議を行ったところ、補助188号線の廃止につきましては特段の意見はないという状況になってございます。

恐れ入ります。 1 枚おめくりいただきまして、 3 ページの別紙 1-1 という資料をごらんください。こちらは東京都への協議の文書でございまして、これ以降、 7 ページの A 3 の折り込みの資料がございますが、こちらまでがこの協議文書の必要な図書になってござ

います。

そして、8ページに東京都からの回答文書で、「意見なし」の協議結果通知書をこちらに添付しているところでございます。

恐れ入ります。再度最初の1ページにお戻りいただきたいと存じます。

(8) に記載してございますが、都市計画法第17条に基づきまして、公告・縦覧、意見書の受け付けを先月の19日から2週間ほど行ってございます。その結果、意見書を1件いただいてございます。

その意見書につきましては、恐れ入ります、9ページをお開きください。A4横使いの別紙1-2という資料でございます。

いただきました意見の要旨としましては2点ございます。まず1点目ですが、歴史的・文化的な資産である住宅や寺院を適切に維持・保全できるよう、地区計画に加えて、まち並み保存をするルール、また、伝統的建造物群保全地区に係る調査・制度の導入、建築協定などの策定支援を行ってほしいということでございます。この意見に対しまして、区の見解を右側の欄に記載してございますが、趣旨としましては、谷中地区の具体的なまち並みの維持・保全につきましては、まちづくり協議会のほうで現在、景観ガイドラインの検討を進めている、そういった旨の記載をしてございます。

2点目の意見でございますが、(2)でございます。地区計画に加えまして、まち並みを守り育てる制度の適用を行ってから都市計画道路を廃止すべきということでございます。この意見に対しましても、区の見解につきましては右側に記載してございます。1点目と同様の内容となってございますが、地区計画の策定と同時に都市計画道路の廃止を行いまして、地区計画を定めた後におきましても、まち並みの維持・保全につきましては、まちづくり協議会のほうで景観ガイドラインの検討を進めている旨を記載してございます。

恐れ入ります。資料1の2ページをごらんください。項番3、スケジュール(案)でございます。フローチャートになってございまして、左側のほうにこの都市計画道路に関するスケジュールを示してございまして、右側のほうに参考で地区計画に関するスケジュールを一体で示してございます。項番1で申し上げましたが、本日の審議会におきましては、図の下のほうに黒い背景の白抜きの文字で記載しているところでございますが、都市計画道路に関するものとしましては、①、②の2点についてお諮りするところでございます。1点目が188号線の廃止について、2点目が、東京都から92号線、178号線の2路線の廃止についての照会文書が届いておりますので、これへの回答(案)について、あわ

せて御審議をお願いいたしたいと存じます。

それでは、資料の15ページをお開きください。別紙1-3というところでございます。 こちらが補助92号線の廃止に関します東京都からの照会文書になりまして、これ以降、 25ページまでいろいろと図面がついていますが、計画書、総括図、計画図、こういった ものが添付してございますが、こういったもので一体の文書になってございます。

補助92号線の廃止につきましては、5月に実施を予定していると聞いております東京都の都市計画審議会で審議されると聞いておりまして、その際、26ページにお示ししていますが、台東区としては、この照会に対しては意見なしとして回答(案)を作成してございます。

その次のページ、27ページが別紙1-4でございますが、こちらが補助178号線に関する照会の文書でございます。こちらにつきましても同じように資料の添付になってございまして、34ページでございますが、同様に区のほうからの回答(案)、「意見なし」という資料をこちらに添付してございます。こちらについても御審議いただければと存じます。

最後になりますが、もう一度資料1の2ページにお戻りいただければと存じます。フローチャートの図の下のほうでございますが、本日の審議会にて補助188号線について御審議いただいた後につきましては、本年6月の区議会の第2回定例会の所管委員会のほうで都市計画道路の廃止について報告をし、その後、区の決定の手続を踏まえまして、6月下旬に告示を行う予定としてございます。また、188号線の廃止の告示につきましては、荒川区と同日に実施する予定としてございます。また、東京都のほうで手続を行っております2路線、それから、この後御説明する谷中地区の地区計画につきましても同日に告示を実施する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 説明ありがとうございました。

以上でございますので、御質問あるいは御意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員 冒頭に申し上げておきたいんですが、会長からきょうの開催についていろいろと 御説明がありました。ただ、事前にお話を伺った中で、こういう形で開催するということ はいたし方ないなと思っていたんですが、昨日の都知事の発表から大分状況が変わってい ると思うので、これに関しては、きょうはすぐにでも散会をして、スケジュールを新たに 練り直したほうがいいかなと私は思っています。

さらには、今回、傍聴の方を会議室内には入れなかったということに関しては、こういう形で開催するということ自体は、開かれた都市計画審議会、あるいは台東区のさまざまな会がオープンにやっていく、特にこういう時期ですから、情報公開をしっかりしていくというのは本当に大事な局面にあると思いますが、この状況で開催するというのは、やはり私はちょっと納得できないということを冒頭に申し上げておきます。

さらに言えば、以前から区議会はネットによる公開ということもやり出して7年になっていますね。施設としては、7階の会議室を使えばいつでもこうしたオープンな形で開催ができるという状況にあるにもかかわらず、わざわざこの10階の会議室、こうやって窓をあけてやっています。基本的には傍聴は受け付けないということを公に発表していたわけですから、それを見て、きょうは傍聴に行けないのだというふうに思っている方もいっぱいいらっしゃる中でこのような形で開催するのは、やはりちょっと納得がいかないなと思っています。特に、きょうは諮問の回答という、今まで皆さんが議論してきたまとめの日ですから、そんなまとめの状態の日にわざわざこうした形で開催することはちょっと納得がいきません。

諸般の事情があるのはわかっています。ただ、こちらのフローチャートにもありましたけれども、これは東京都とのいろいろな関係がある中での日程だと思うんです。東京都の都知事さん自体が、こういう会も含めて不要不急のものはちょっと遠慮する時期にあるんじゃないかな。あとは、台東区は昨日の状況がありますので、そんな中で、やはり会長としては今からでも散会という形で決断をしていただきたいなと思っています。

まず、その点、申し上げさせていただきたいと思います。

○会長 きょう開催するということを決したというのは、きのうの前の状況でやりました。 ほかにも幾つか私はかかわっていて、きのうの状況を見て、きょうどうするかということ で、特にもう連絡は無理だと。午前中の会議も含めてですね。ということから、私として は、想定した形でとりあえず進めようということを決断しました。

今、委員から、会長の決断ですぐ散会というようなことをおっしゃいましたけれども、 それは会長の権限でできることではありませんので、委員の皆さんが散会しろという意見 が過半数であれば散会をいたしますけれども、私の一存で審議会を閉じるということは、 多分、都市計画審議会の要綱上できる話ではないと思いますので。開会してしまいました から。今の委員の意見につきまして、私としてはそういうふうに判断していますが、皆さ んの意見、もし散会すべきであるということであればそうさせていただこうかと思いますが。

○委員 委員の思いもわかりますが、私、11時から土地開発公社の審議会がありまして、 それがけさ電話で中止になりました。だから中止、これができなかったことはないだろう という感覚もありません。せっかくこうやって集まったわけですから、このように準備も してやっているわけですから、何もここで散会することはない。きょうのことはスキーム にのっとって粛々と進めていくべきだと。これを不要不急の会合だと思っていませんので、 私の意見はそのようなところです。

○委員 私も同様に、もう今こう始めてしまっていて、対応もとっておりますので、この まま進めていただいて構わないと思います。

○委員 この委員会、さっき要綱でというのがありましたけれども、例えばきょうのこの 会議そのものを一旦開催して、理由をもって散会をするというのは要綱的には可能なんで すか。

○事務局 審議会条例上ではそういった規定はございませんが、一応会の議決としては、 委員の過半数をもって決するという規定がありますので、議題として上げていただいて決 をとるということは可能であろうと考えております。

○委員 もう一つお伺いしますけれども、きょう答申まで話し合いをしようという経過になっていますけれども、これできょう過半数を得て散会をした、その後どこかのタイミングで審議会を再開して、日程的にはここの日程に間に合うものにつくり上げることは可能なんですか。

○事務局 お答えいたします。先ほど計画調整課長から説明がありましたとおり、現時点での予定では、東京都からの意見照会については4月20日までには回答する必要があるというスケジュールがございます。東京都からはまだ明確な延期等、あるいは5月の都市計画審議会に諮るというスケジュールの変更等についての連絡がございませんので、現時点のスケジュールにのっとってすれば、それまでの間に再度開催できるかどうかというところになってくると思います。

○委員 そういう意味では、きょう過半数の中で散会をするというふうになるのであれば、 まだ地域の人たち、もうちょっと意見を上げたいんだという方もいらっしゃいますから、 この審議会の中で決もとって、しっかり議論すればいいかなと思います。

○委員 さまざまな配慮をしていただいている上での開催ですので、進めていただきたい

と思います。お願いいたします。

○委員 私の意見として、ここに集まっている委員の方は、昨今の状況、昨日の都知事のいろいろな発表等を考えた上で、きょう、必要だと思って出席している方だろうと思います。したがって、その方が出席人数の過半数を超えているということは、この都市計画審議会が成立するためにみんなで集まっているという状況でございますので、集まった以上、ここで散会して何の意味があるのか。集まって、誰かが感染しているという状況があれば散会する必要があるでしょうけれども、そういう状況ではないので、私はこのまま審議を進めていくべきだろうと思っております。以上です。

○委員 申しわけないです。皆さんの過半数のどうのこうのと、委員の皆さんの判断でというのはなかなか厳しいと思いますよ。この後の土地開発公社、あと午後にある芸術文化財団の評議員会、こういったものも、区の判断として、きょうの開催はなるべく見送ろうということを多分されているんだと思うんですよ。ここは会長とか委員の皆さんの判断に任すんじゃなくて、区長として、あるいは行政側として筋の通った形をしっかりとるべきだったんじゃないかということだけは申し上げさせていただきたいと思います。

こうして出席された皆さんのそれぞれの判断でこの会をしっかりやった、さらには、時期の関係を配慮しなきゃいけないのは、相手、東京都じゃないですか。東京都側がきのうのあれだけの決断をした発表があったんですよ。それを、東京都のほうにこの答申を戻さなきゃいけないから、この状況の中で台東区で開催したということは本当に矛盾していると思いますので、これは会長の一存でできるというようなお話をしましたけれども、これは行政側がしっかりとした判断を、危機意識を持っていただく、そんなことを私は期待したかったなということだけもう一言申し上げておきます。以上です。

○会長 行政の手続的にいうと、きのう知事がああいう発言はしましたけれども、非常事態宣言をしたわけではありませんので、行政手続を簡略化して物事を進めるということはできないはずです。だから、東京都の知事の一存で都市計画審議会をやめるというようなことはできないはずですし、私としては、きょう諮問を受けてしまいましたので、それをどうするかという意味では、私の一存で決めるということはできません。この審議会はそういう審議会ではないと私は思っております。皆さんの意見を前提にして審議を進め、まとめていくというのが私のポリシーですので、会長の責任で何かをやれと言われても、私はできません。

こういうことで時間をとることのほうがやばいかなということがありますので、決を一

応とらせていただきます。このまま審議を継続して、答申を諮問に対して審議していくことに を とに 賛成の 方は 挙手を お願いいたします。

賛成多数ということで、このまま継続させていただきます。

では、内容につきまして御質問あるいは御意見があれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほどの説明の内容です。都市計画道路3本の廃止について。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、3路線につきまして、廃止ということでの説明でございました。本件 につきましては承認をするということで答申することにさせていただきたいと思いますが、 御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、事務局としては、承認するということで答申文の作成をお願いいたします。

- ・谷中地区地区計画(案)について
- ○会長 それでは、次に審議事項の2つ目でございます。「谷中地区地区計画(案)について」でございます。事務局より資料の説明をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、資料2「谷中地区地区計画(案)について」を御用意ください。

項番1、「これまでの経緯」でございます。前回、1月16日の審議会では、修正後の原案によります16条の公告・縦覧を行っているところでございました。1月20日に締め切りましたところ、16件、87項目の意見をいただいたところです。

その後、法19条に定める都知事への協議を行い、「意見なし」との回答を得て、地区計画(案)による法17条の公告・縦覧を2月19日から3月4日まで行いました。こちらでは10件、68項目の御意見をいただきました。

別紙1をごらんください。こちらが知事協議の一連の書類となります。後ほどごらんください。

項番2、意見書の要旨についてです。別紙2と別紙3の東を御用意ください。別紙2は17条縦覧に対するもの、別紙3は16条縦覧に対するものでございます。いただいた御意見の内容はほぼ同じ項目でございますので、別紙2で御説明いたします。別紙2をごらんください。

項番1、提出された意見書は、6名、4団体から10件ございました。御意見の項目の合計は68となります。

項番2、意見書の主訴別の分類でございます。伝建制度に係る意見書が4件、路地を活かした防災に関する意見書が3件でございます。

項番3、主な項目別の分類につきましては記載のとおりですが、谷中地区のまちづくりにつきましては、引き続き、まちづくり協議会を初めとした地域の皆様の御理解をいただきながら進めるということ、また、後ほど御説明いたしますが、伝建制度を含む景観に関することにつきまして、まちづくり協議会とともに検討を進めておりますので、地区計画(案)につきましては変更せず進めてまいりたいと考えております。

なお、2枚目以降、横使いとなっておりますが、御意見の要旨と、御意見に対する区の 見解をお示ししたものでございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

資料の1枚目、項番3にお戻りください。本日お諮りする谷中地区地区計画(案)となります。別紙4としてお示ししております。先ほど申し上げましたとおり、縦覧した地区計画図書の内容は変わりがございませんが、文言を整理するなど若干の修正をしているところでございますので、御了承ください。

1枚目の資料、項番4、谷中地区景観形成に係る調査・検討についてでございます。谷中らしい景観を守ることについての御意見をいただいていることから、こちらの取組みにつきまして、別紙5により御報告をさせていただきます。

別紙5をごらんください。こちらは、去る2月21日の区議会交通対策・地区整備特別 委員会で報告をした内容に基づいております。

項番1、背景及び経緯についてでございます。現在策定中の地区計画で定める基本的なルールのほかに、谷中地区にふさわしいまち並みや建築物の形態・意匠等のあり方について検討しております。30年度は平成13年度に実施した谷中地区の経年木造建築物の分布調査の追跡調査を、また、今年度は寺社の経年建物の分布調査を実施したほか、地元まちづくり協議会に新設された景観部会の検討支援を行いました。

項番2、目的は記載のとおりでございます。

項番3、令和2年度の主な内容についてでございます。地域に分布する経年木造建築物のうち、景観上重要と思われるものにつきまして、価値づけのための詳細な調査を行います。また、引き続き景観部会の検討を支援し、景観形成ガイドラインの検討を進めてまいります。

別紙5につきましては以上でございます。

1枚目の資料にお戻りください。項番5、今後のスケジュールについてでございます。 本日御審議、御承認いただいた後、本年第2回定例区議会におきまして必要な条例改正を 行った後、6月には、先ほど説明がありました都市計画道路3路線の廃止と同時に地区計 画の告示を行ってまいりたいと考えております。

御説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- ○会長 これまでも議論してきたこともあり、簡単な説明になったように思えるかもしれませんが、以上、説明につきまして御質問、御意見がございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。
- ○委員 地区計画、大分地域の方の声が入った形に練り上げられてきたなという印象でございます。

改めてのところもあるんですけれども何点かお伺いしたいんですけれども、今後、地区計画が立てられて、法律が変わったり、地域の状況が変わったりということで地区計画の内容を微調整したいとかというふうになるときは、担当の課としては、三課がこのまま引き続き谷中のまちづくりという位置づけで地区計画の主たる課としてやるんですか。それとも、地区計画自体はできたので、別の課に内容は持っていってやるとか、そういう役所的な中身の分類はどういうふうに変わるんですか。

- ○事務局 お答え申し上げます。地区計画につきましては、引き続き三課のほうで担当するものと考えております。
- ○委員 地域の方から、これからこれが練り上がった形になって、もちろんまだまだ反対 意見というのかな、もうちょっとこういうふうに修正してほしいという意見が幾つも上が っているので、そういうところを話し合いしていくのにはどこが窓口なんだろうというと ころがあったので、少しお伺いさせていただきました。

それと、この形ができ上がって、きょう答申が上がったところで、地域への説明というのはどういう形で入っていくんですか。

- ○事務局 現在考えておりますところでは、地区計画の概要版のパンフレット等の作成を して地域の方にお配りする、あるいは広報でお知らせする、また、まちづくり協議会、あ と町会連合会もございますので、そういったチャンネルを通じてお知らせをしてまいりた いと考えております。
- ○委員 お知らせをするということは、こういう今までつくってきたような数ページの冊

子をつくって、こういう形の地区計画ができますよ、つくりましたよというのをポスティングする、もしくはまちづくり協議会の方たちにも、こういう形でつくりましたよというのを一方的に説明だけをするんですか。パンフレットを配っておしまい。それとも、例えば、まちづくり協議会を通じて、台東区がこういう説明会をしますよみたいな、そういう形はとらないんですか。

○事務局 お答え申し上げます。ロ頭ですと形として残りませんので、まずはパンフレット等の媒体は必要であろうかと考えております。また、そういった集まりで御説明をしながら、また、御意見等があれば持ち帰って、次の検討に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

また、地域の声で説明会をさらに、例えば町会単位でやってほしい等々の御要望につきましては、お応えしてまいるつもりでございます。

○委員 町会の一部分の役員さんに説明をしたからそれでおしまいという姿勢ではないんだなというふうには理解しましたけれども、やはり今回こういう形で台東区としての地区計画、練り上げてきたもの、もちろんまだもうちょっとゆっくり時間をかけても審議すべきだという意見も含めてですけれども、区役所がまちの中に入って、こういう形をつくっていきますよと、それに対して、また次のステップのところになるかもしれないけれども、意見をお伺いしますよと、その姿勢はしっかりと持っていただいて、そこは強くPRをしていただいて、一対一で説明会をというのはなかなか現実的ではないけれども、少人数グループが集まれば、そこに出向くこともできるんだということをぜひしっかりとどこかに載せていただいて、そういうパンフレット、リーフレットをつくっていただきたいと思います。お願いします。

○会長 ほかにはいかがでしょうか。

○委員 基本的にこの諮問、計画案については賛成していきたいと思うんですが、いろいろな意見がいまだに出ているという状況だと思っています。その中でも、今回我々委員のところにいろいろと意見書といいますか、来ているのが、谷中の町会長等が、やっぱり三崎坂の部分のことを御心配されているんですね。あそこの制限の3号が、やっぱり地域の協定と合っていないと。なので、いまだにもしかするとあそこに今までの制限をしていたもの以上のものが建っちゃうんじゃないかということを御心配されているんですが、そういった部分に関しては、地域の皆さんにはどういった説明を今されていますか。

○事務局 お答え申し上げます。今、委員から御指摘がありました地域の方の御意見でご

ざいますが、三崎坂の制限の3号でございますが、こちらは現地の建築協定と例えば壁面の位置であったり高さに関してはそろえております。ただ、建築協定のほうでは軒高というような表現を使ったり、あるいは勾配屋根を設定してほしいというような協定の内容になっておりますが、こちらにつきましては、地区計画の中で、例えば軒高とは何ぞやとか、あるいは勾配屋根をというようなところまではなかなか難しいところがございましたので、今回、高さと壁面の位置は建築協定に合わせさせていただいていると。その旨につきましては、協定をお持ちの方たちとも直接やりとりをしながらお話はしているところでございます。

○委員 そこの部分の心配はきっちりと取り除かれているのかなという思いで質問しているんですが、要は、今まで建築協定を結んで三崎坂の景観を守ってきたという皆さんがいらっしゃいます。それで、もしかすると今回のこの地区計画でそれが緩んで、今までのつくってきた、谷中を守ってきたものが台なしになっちゃうんじゃないかという心配があるんですね。ですから、そこは今回の地区計画の中ではできないんですよと、あるいは建築協定のほうが強いので、そこをきちっと維持してもらえば景観を守れるんですよというようなはっきりした形の説明をしてもらいたいなと思っているんですが、そのあたりというのは今の説明だとちょっと弱いかなと思うんですが、そのあたりはいかがなんでしょうか。○事務局 お答え申し上げます。建築協定そのものは継続してまいりますので、例えばそちらの通りのほうで計画をされる方は、ぜひこういうよい協定がありますので、そちらのほうに御参加してほしいということは区としても促してまいりたいというふうには考えております。

また、繰り返しになりますけれども、高さ、壁面についてはきちっと制限をしておりますので、建築協定相当の規制は守られると認識しております。

○委員 わかりました。いまだにそのあたりを御心配されている声が、地域を代表する方から届いているというのは結構大きな話だなと私は思っておりますので、御心配されているように、例えば計画道路が廃止になり、この地区計画が発効された途端に、この地域の景観が壊されていくような建築物が建つということだけは避けていきたいなと思っていますので、そのあたりはきちっとやっていただきたいなということをあわせて要望しておきます。

それともう一点なんですが、景観のほうですね。これは地区計画の中で、当然のことながら、谷中らしさというのは何かということがある程度同時進行で景観のほうと建物の規

制のほうとあわせてできればいいというのがあったんですが、ここはずれてしまっています。特に、議会の委員会のほうでも報告がありましたが、これから景観とか谷中らしさとか、あとは建物の調査に入っていく、さらには伝建に向けてのさまざまな調査もやっていくということなんですが、このあたりの整合性といいますか、目標といいますか、景観のほうがある程度固まっていくのとどんなタイムラグがどのくらい出てきてしまうのか、そのあたりについて御説明いただきたいんですが。確認しておきたいので、お願いします。○事務局 お答え申し上げます。地区計画、まだ運用前ですけれども、現状でも台東区のほうでは平成23年度に景観法に基づいて台東区の景観計画を定めております。台東区の景観条例に定める事前協議、あと届け出も必要な仕組みが既にあるというところでございます。また、景観計画の中では谷中地区は景観育成地区ということで位置づけられておりまして、景観形成基準等、また色味、色彩等を示しながら、計画をお持ちの方には御案内をするような仕組みになってございます。

また、地区計画が運用された後ですけれども、全ての建築計画に対しまして行為の届け出が義務づけとなります。第三課のほうで、景観計画に定める内容について御案内をし、チェックをしていくということが始まっていくということもあわせて御報告させていただきたいと思います。

現在、景観形成ガイドライン、まちづくり協議会の景観部会のほうで昨年9月から検討を進めているところでございます。なかなか最初から厳しい規制を検討していくと、賛否分かれてしまうところもあります。谷中らしさの共有、それから谷中の景観を象徴するような建物の共通認識をつくって、なるべく早くガイドラインのほうも進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員 要望ばかりで申しわけないんですが、ベストな状態とすれば、計画道路の廃止と地区計画と景観ガイドライン、3つがセットでできるのが一番理想だったと私は思っています。ただ、景観については、委員の皆さんも共有していると思いますが、若干まとめるのに時間がかかっている。これも強引に進めるわけにいきませんから。そういった部分だけは再度指摘をさせていただきまして、都市計画、計画道路の廃止が先行してしまいますけれども、それとあわせて景観のガイドライン、あるいは伝建等の手法もありますので、その辺一体となって谷中のまちづくりをぜひ完成といいますか、しっかりしたものに進めていっていただくということを付して、この地区計画の案については賛成ということでお願いします。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

地区計画というのは法定計画ですので、この後の採決によって、区として法定計画として定められます。したがいまして、そこに出てくる数値というのは法定の効力を持ちますので、都市計画として一番厳しい条件です。ただ、その数値がベストかと言われると、これまで議論がありましたように、ベターではあってもベストではないかもしれない。特に、地区計画というのは上限というフレームを決めているんですよね。高さですとか、壁面の位置ですとか。そこにどんな壁ができて、どんな色ができて、どんなデザインの建物が建つかというようなことは、実は地区計画としては決め切れません。

そういう意味で、地区計画の中では、別紙4の12ページのところに、建築物等の形態または色彩その他意匠に関する制限ということで文言が3つ入っています。この中に、周辺環境との調和とか、谷中地区の歴史、文化、地区のまち並み景観等に配慮するということですが、何に配慮するかというところがまさに建築協定その他で、三崎坂でいえば、こうしていきたいということに対して配慮してくださいと、配慮しなければいけませんと地区計画で決めているということになります。

ただ、配慮してと書いたからといっても、みんな配慮してくれるわけではないものです から、そういう意味で、これからこの地区計画をいかに運用して、谷中らしい、谷中の人 がこうありたいと望まれるようなまちをつくっていく、あるいは継承していく、そういう 取組みが非常に大事だと。デザインガイドラインも、ガイドラインですから、こうしろと いうものではなくて、こうしたらいいですよというガイドラインにしかすぎません。それ を実践するためにも、行政として区のかかわりというのがこれからも大きな必要条件にな るかと思いますし、さらに、そうしたもろもろの開発者の開発が、まち壊しじゃなくてま ちづくりにつなげていくために、都市計画マスタープランで位置づけました総合的なまち づくり条例をつくって、そういう協議をしっかり一つ一つ重ねながら、まちに寄与するよ うな開発を誘導していく、という取組みを目指す。これも時期を失することなく私として はまちづくり条例をつくり、かつ、大規模な開発については必ず事前に、建築確認をとる 前に協議をする、相談をする、そのような仕組みも、その条例に基づいてつくっていくと いうことが必要なんではないかなと思います。台東区にとって谷中の価値とか意味という のはそれぐらい重いものであると私も認識しております。きょうの地区計画はそのいわば 第一歩を踏み出すことで、二歩、三歩目が続かないと、どうしてもまちができ上がってき ません。それは委員のおっしゃることも私は感じております。

そういうことで、本件についてお諮りするんですけれども、私としては、答申文に少しこれまでの議論の経過を含めて文章を付して答申したいと思っております。例えば「谷中地区の景観の維持及び保全、継承に関する取組みを早期に実施すること」ということを付して区長に対して答申したいと思っております。具体的にガイドラインですとかまちづくり条例とかは入っていませんけれども、それらはこれまでの審議会の議事録に戻っていただければ、どういう議論をしてきたかが証拠として残っているわけですので、それらを踏まえて、「谷中地区の景観の維持及び保全、継承にかかわる取組みを早期に実施すること」ということを付して答申させていただきたいなと思っている、ということを私の意見も含めて申し述べさせていただきます。

その上で、この審議いただきました谷中地区地区計画について付議をしたいと思うんですけれども、この谷中地区の地区計画について、先ほど言いました文を付すことで答申するんですけれども、基本的には異議がないということで答申させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、全員の賛成を得たということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、全員の賛成をもって、一文を付して答申を区長に対してしていきたいと思っております。ありがとうございました。

(3)報告事項

- ・上野地区まちづくり推進について
- ○会長 それでは、続いて報告事項に移りたいと思います。上野地区まちづくりビジョンの策定についてでございます。この資料説明をお願いいたします。
- ○事務局 それでは、上野地区まちづくり推進について御報告いたします。資料3をごらんください。

本日の御報告の趣旨といたしましては、前回御報告したビジョン(中間のまとめ)を修正した最終案と今後の取組みを御報告させていただくものでございます。

- 1番、上野地区まちづくりビジョンについてです。
- (1)、策定の背景と目的につきましては記載のとおりでございます。

- (2)、検討経過です。前回、当審議会に御報告後、最終案をビジョン策定委員会や区 議会に御報告してまいりました。
- (3)、前回審議会における主な意見と対応です。恐れ入りますが、別紙1と別紙3を あわせてごらんいただければと存じます。

まず、主な意見と対応の変更点をまとめてございます。大きく2つございまして、1つ目は、JR上野駅入谷口周辺からのまちづくり、そしてその矢印の先のエリアはどのようなまちを目指していくのかといった御意見についてです。

恐れ入りますが、別紙3のビジョン案の14ページをごらんください。14ページの方針図中に「JR上野駅入谷口」の名称を追記するとともに、青の矢印ですが、歩行者ネットワークの表示を追記いたしました。

次に、19ページをごらんください。19ページの平面イメージ図中に「JR上野駅入谷口」の名称を追記いたしました。

次に、22ページをごらんください。こちらも方針図に「JR上野駅入谷口」の名称を 追記し、また、かっぱ橋本通り方面とのアクセスを示す矢印を追記いたしました。

恐れ入りますが、別紙1にお戻りください。次に、2つ目の御意見で、寛永寺があって上野のまちがつくられたこと、また、JR上野駅の駅舎については歴史的建造物としての価値を鑑み、その継承について記載すべきという御意見です。上野の歴史性については、ビジョンの9ページ、17ページ、20ページと、杜の取組みに「上野の歴史をいかした都市空間の創出」といったことを追記し、また、17ページの下段、杜まち2一①の表記の一部を「駅の正面性を活かした風格ある歩行者広場空間の創出」に変更し、22ページのページ中段の記載も同様に変更いたしました。

以上が主な意見と対応です。

続きまして、最初の表紙に戻っていただきまして、(4)パブリックコメントの実施結果です。恐れ入りますが、別紙2をごらんください。

- ①として実施概要ですが、受付期間は記載のとおりで、意見の受付件数は6人、19件でございました。
 - ②、提出された御意見と区の考え方でございます。主な点を御説明いたします。

左側に番号が振ってございまして、まず1番、2番、3番につきましては、上野に住む 人への配慮だったり、まちづくりの主体に関する御意見でございました。特に2番につき ましては、まちづくりの主体としての町会連合会は居住者全体の代表例として表記いたし ましたが、ビジョンの24ページにございます「多様な主体の協働によるまちづくりの推進」において、よりわかりやすい表現とするため、「町会連合会」と「商店街連合会」という表記だけだったのですが、「住民」、「商業者」というものを加えて記載を変更してございます。

次に、2ページ目、パブリックコメントの4番ですが、まちの価値を再考して、計画を しっかり進めてほしいという御意見でございました。

次に、5番、6番、8番、9番につきましては、杜の取組みについて、緑や水を大切に して、まちの歴史・文化を発信することで杜のにぎわいの向上やイメージアップにつなげ てほしいという御意見でございました。

少し戻りまして、7番、11番、12番につきましては、ハイクオリティな、質の高いまちの環境創出だったり、にぎわいの向上、交流の場をつくってほしいといったことに関する御意見でございました。

次に、10番と、次のページに行って15番につきましては、防災力の向上に関する御 意見でございました。

次に、また戻ってしまって恐縮なのですが、13番、14番につきましては、エリアマネジメントということについて、多様な主体の参画を得て、意見を酌み取れる体制をつくっていってほしいといった御意見です。

次に、16番、19番につきましては、基盤整備などビジョンの将来像の早期実現を目指してほしいという御意見です。

次に、17、18につきましては、バリアフリーの推進だったり、景観の向上、まちの 生活環境の向上に関する御意見でございました。

以上のとおり、御意見につきましては、ビジョンに対しておおむね御賛同いただく内容でございました。区の考え方といたしましては、ビジョンに示した取組みの方向性を多様な皆様と着実に進めていくといった旨を回答に記載させていただいてございます。

なお、回答欄に記載のページ番号につきましては、別紙3のビジョンのページでございます。

恐れ入りますが、最初のページにお戻りください。次に、(5)のビジョン(案)の内容です。たびたび恐縮ですが、別紙3をごらんください。

先ほど、パブリックコメントや当審議会での御意見を踏まえて修正した点を申し上げま した。改めて、全体は、こんな流れでつくっているといったことを御説明させていただき たいと存じます。

まず、3ページをごらんいただきますと、目標は2040年代ごろを想定したビジョンであることだったり、範囲というものは黄色で塗られたエリア周辺であるということをお示ししております。

4ページからは、歴史だったり現状、そして課題というものを記載してございまして、 8ページをごらんいただきますと、上野の活動にかかわる人々の期待の声というものを記載してございます。

9ページ、10ページには上野の将来像の考え方。杜とまちが広がりつながることで杜とまちが一緒に成長するという考え方をお示ししたもの。

また、その考え方をまとめたものが11ページ、12ページで、杜の将来像を掲げ、お示しし、このビジョンをつくった関係者と共有させていただいているというところでございます。

そして、その後の個別の取組みとして、13ページから杜の取組み、15ページにはまちの取組み、17ページには杜とまち、重なるところの取組みをお示しし、特に高低差など物理的な構造をつなぐために、19ページと20ページに「みんなの広小路」という言葉を用いて、杜、まちのみんなで共有し活用する空間としてお示ししてございます。

そして、21ページ、22ページのような構成で、上野地区全体でまちづくりに取り組むということといたしまして、それを具体化した目標スケジュールというものを23ページにお示ししまして、短期、中期、長期のスケジュール感で、主な節目を意識しつつ、まちづくりを進めていくということをお示しさせていただいております。

24ページには、多様な主体によって上野地区全体のさらなる魅力・価値の向上を目指してエリアマネジメントを推進するといったこと。また、ビジョンの将来像実現に向けて推進体制をお示しして、個別の事業化に向けた協議・調整を進めつつ、進捗会議ではその進行管理をしていくといったことで着実にまちづくりを進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、25、26ページをごらんください。これまでの検討に当たっての体制や経緯、 策定委員会などの構成を掲載させていただいてございます。

たびたび恐縮です。最初の表紙にお戻りください。一番下の(6)の「今後の予定」です。このビジョンにつきましては3月末をもって策定させていただきます。

たびたび恐れ入りますが、その裏面をごらんください。2番、「今後の上野地区まちづ

くり推進について」です。

- (1) まちづくりの実現に向けた取組みです。ビジョンの実現に向けて、多様な方々との継続的な協議・調整というものが不可欠でございます。また、まちづくりの誘導方策の検討など、短期、中期、長期と大きなスケジュールを設定して、段階的にまちづくりを推進してまいります。
- ①といたしまして、まず、上野地区まちづくり推進会議の立ち上げです。多様な主体との協議・調整、また、まちづくりの進捗を管理するため、そういった会議を設立いたします。また、その会議のもと、専門部会として、駅の周辺の基盤整備の推進方針の整理だったり、事業化に向けた検討、また、エリアマネジメントを中心とするまちづくり推進部会を設置いたします。
- ②まちづくり誘導方策の検討です。こういったビジョンの実現に向けて、上野地区の景観形成上の諸条件だったり特性の抽出など、そういったことを実施の上、誘導方策の検討を実施してまいります。
- (2) 今後の予定です。令和2年度につきましては、推進会議の立ち上げとともに、各事業者との協議・調整を推進して、まちづくり誘導方策の検討調査を実施してまいります。 御説明が長くなりましたが、御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。 ○会長 ただいまの説明について、御質問、御意見、いかがでしょうか。
- ○委員 前回、上野駅の駅舎についての御発言があったと思います。もう少し駅舎の建物としての価値観みたいなものが若干入っていくのかなと思ったんですが、後半のほうになっちゃっていたんですね。私としては、例えば「上野の歴史と現状」というところの中に、上野は文化施設の集積地だよというのがあるんですが、プラスアルファとして、文化的・歴史的な価値を持った建造物が結構集積したところなんですよということも、このビジョンの策定には間に合わないと思うんですが、今後のまちづくりの誘導の中で、例えば景観形成上の諸条件というのが入っていますが、そういうところでぜひ反映していっていただきたいなと思っています。

というのも、科学博物館、東京国立博物館もそうですけれども、藝大の5号館から始まって、区が持っている奏楽堂、あとは最近世界遺産になったコルビュジエですよね。そして、この上野駅の駅舎につながっていきます。私、何でこれを急に言い出したかというと、この間、山手線の原宿駅が解体されるということになって、結構大きなニュースになって、駅の歴史みたいなのがあって、あれだけファンがいるんだなということがわかりましたの

で、当然、上野駅の駅舎に関しても、歴史的な価値というのを出していきたいなと思っています。さらに言えば、このままおりてくると、隣に下谷小学校の復興小学校があるということですから、これも含めて歴史的な建物の連続性というのもぜひこの検討に入れていただきたいなということだけ申し上げさせていただきます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

今のことに関連して、報告でありますので、5ページ、6ページのところの、6ページ側に上野駅の、UENO STATION の正面の写真があるんですが、この写真はどう見ても駅前の現状を示している写真ではないんですよね。駅前の現状だと、駅舎を背にして真正面というか、ペデストリアンの下に駅広があるという、そういう写真をむしろ載せるべきで、この UENO STATION の駅というのは、むしろ左上の「日本の玄関口」というところの、東日本の玄関口だったんですけれども、右側に文章になっていますよね。むしろここに載せておくべきじゃないですかね。昔から上野は実は日本の玄関口だったんですよというのをですね。この写真は、私はそれぐらいの意味がある写真なんじゃないかなと思っています。むしろ、複雑な都市基盤という意味では、ペデストリアンと駅広が無理無理立体化しているのでかなり輻輳して、お互いに使いにくいような状況になっていると。むしろそういう写真を載せていただいたほうが、課題がはっきりするので。このままいくと、駅舎が課題みたいに見えてしまうので、それはちょっとまずいなという気がしましたので、ちょっと御検討ください。

○事務局 ありがとうございます。多分この文章の表記と写真の捉え方、また、ここの地区の課題というものをちゃんとこのビジョンで表現する必要性の御指摘だと思いますので、またこれは策定委員会の座長ともその辺の御指摘も共有させていただきまして、どういうふうに仕上げるかということで相談させていただきたいと思います。ありがとうございます。

- ○会長 ほかにいかがでしょうか。
- ○委員 上野地区まちづくり推進についての報告をただいま承りまして、大変すばらしい ものだと思っております。

きょうの議題からはちょっと外れるかもしれませんけれども、台東区には11の町会連合会がありまして、それぞれにやはり開発についての要望が結構あるんじゃないか、潜在化していると私は思っております。こういう機会ですから、ぜひひとつ訴えておきたいと思うんですけれども、谷中とか上野だけではなくて、全般的にあとの町会連合会にもいろ

いろな問題が山積していると思っておりますので、どうかひとつ台東区のほうではそういう方向にも目を向けていただいて、台東区全体について、まちづくりを、台東区をどうしていくのかということを20年、30年のスパンで考えていただけるようにお願いしておきたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 上野駅を中心にした意見なんですが、東は浅草口、西は公園口、南は御徒町のほ うですが、北のほうは全然人通りが少ないという状況になっていますよね。ですから、ぜ ひ上野駅を中心に回遊できるような一つの流れをですね。考えているとは思うんですが。 今度、公園口も新たに今月23日ごろにオープンしましたよね。公園口から右のほうへ回 っていくと寛永寺の輪王殿にぶつかるんですが、あそこに道路があって、その道路を右の ほうへ行きますと、線路の上を道路が走っていますが、突き当たったところで左と右にス ロープが流れていますよね。左はスロープで、右のほうは折り返しでおりていくと。その 距離が大体120mぐらいあるわけなんです。垂直の高さは大体12mぐらいの落差があ って、あそこで全然とまっちゃうわけですね。だから、ぜひあそこのところに大きなエレ ベーターを将来的につけて、バリアフリーで簡単におりられるようにすると、駅を中心に して人の流れがスムーズにいくんじゃないかなと。あそこでおりると、すぐに入谷口のJ Rの入り口へ入れるし、また昭和通りにも入れるし、要するに駅を中心にめぐれるような 形になれば非常に回遊がスムーズにいくんじゃないかなと。いつも私もあそこを通ってい るものですから、そのように感じていますので、今後、その計画には大型のエレベーター。 鶯谷のほうには、言問通りのほうには1台ついていますけれども、大体13人乗りぐらい。 ですけれども、もうちょっと大型のエレベーターをつけてやれば、上野公園に入ったたく さんの人が回遊できるような形のものになるんじゃないかなと。だから、ぜひそこにエレ ベーターを将来的にはつけたらいいんじゃないかなと、そういう意見でございます。

○事務局 ありがとうございます。確かに駅の高低差といったところが如実にあらわれている箇所だなと私も実感してございます。このビジョンで14ページに「杜の取組み」というところで、方針図のところでお示ししてございますが、全体的に歩行者ネットワークを充実させていこうといった大きな考え方をとってございます。これをどう今後実現していくかといったところで、その実現の一つの手法、やり方なのかなと感じてございます。それだけじゃなくて、歩きやすい空間だったり、そういったものがどう実現できるかというのは、今後のまちづくりにおいて、そういったことも考えながら進めていきたいと考え

てございます。ありがとうございます。

○委員 この中に寛永寺さんのことを入れていただいて大変感謝を申し上げるところでありますが、寛永寺さんは、初代住職は、台東区の友好都市である会津の天海僧正ですから、そういうところからの古い歴史観を持ってまちづくりをやっていただきたい。

一番最初に2040年代頃の上野と書いてありますよね。私、昨年復活したものですから、その前から審議会の中でお話が出ているととても恥ずかしいなと思ってお話を伺わなかったんですが、中央区の議会の中でも、また、国交省の中でも、日本橋の復活という話が出ていますよね。日本橋の復活に伴って、上野線の廃止というのが出ています。当然、上野線が廃止になってしまいますと、駅の前の風景が一変するわけですね。ペデストリアンデッキだけになっちゃう。そういうところの報告があったのかなかったのか、そういう近隣の区とやはり流れが出てくるわけですから、そういうところの話というのはここで出たのか出ないのか、教えていただけますか。

○事務局 お答えいたします。この都市計画審議会ではそういった御意見は承っていないところでございます。ただ、こちらの策定委員会で議論していく中で、委員会の中でやっぱりそういった、日本橋の高速の件の影響で上野線がどうなるんだろうといったことが意見として出されたことがございました。ただ、このビジョンでは、それを前提としたまちづくりをこの時点で検討するには、まだ状況がどうなってくるかわからないだろうと。また、区としてこれをお示ししていくに際して、交通量がどうなるのか、それに対する、昭和通りだったりほかの道路に対する影響はどうだろうかと、そういった検証というのがまだ区としても把握できる状況ではないだろうといったことで、このビジョンではそういった上野線云々を前提としたことは考えてございません。ただ、御指摘のとおり、そういった状況が刻々と周辺区で変化していくという状況も考えておりまして、そういった社会の状況の変化に対応してこういったビジョンも進化させて、その都度そういった新たな課題として捉えて、何ができるかといったことはビジョンでも考えていきたいと思っております。

○委員 苦しいところだと思いますよ。国交省もヒアリングに歩いていたりなんかしていますから、密かに。そういう情報もつかんでいらっしゃるでしょうけれども、なかなか言いがたいところもあるでしょう。ただ、都市計画という大きな形で2040年まで見据えていたら、もうちょっと情報収集をしっかりやっていただいて、こういうところに持ってこられるぐらいに頑張っていただきたいとだけ申し上げておきます。

○会長 日本橋に空を取り戻そうということでやっているんですけれども、ここの高速道路は日本橋の手前で1つずれて江戸橋ジャンクションのほうへ入っちゃうんですね。もう一つ南側に、日本橋川の上を通っている高速道路を地下化するんですね。恐らくこちらのほうの何号線ですかね、それを地下化するということには多分なっていないので、残念ながらこちらのほうには来ていないんですね。

○委員 価値がないんです。

○会長 価値がないというか、重要過ぎて今は動かせない。もしやるとしたら、同時は無理なので、その後何かがあればやるかもしれませんけれども。日本橋川のほうを今先にやるということで、たしか関連する各区、千代田区、新宿区、世田谷区とか、あっちの西のほうへ向けて高速道路が関連するところには都計審にかかっているはずなんですね、都市計画変更ということで。今回は、こちらの高速道路はこのままの形になるかと思いますけれども、この下を駅とどう結んで高速道路の東側と駅側をどうつなぐかというのは、いずれにしても大きな課題ですし、特に入谷口側の、北東側をどういうふうに上野として活かしていくかというのも大きな課題だということですので、その辺の意見も幾つか出していただきましたので、今後お願いしたいなと思います。

それから、先ほどの委員からのお話は、私のほうでちょっと申した、いわゆる都市計画マスタープランができて間もないんですけれども、その後半に地域別構想という形でそれぞれの地域のまちづくり構想を一応描いているんですけれども、それをより本格化するために総合まちづくり条例をつくって、より広く関係する皆さんと一緒にまちづくりを考えましょうという今後の実現の手法として条例づくりというのが位置づけられているはずですので、それをぜひ進めていただいて、各地区でそれぞれ、どんなまちづくりをしたいのかということをきちっとフォローして、そういうまちづくり全体の展開に結びつけていっていただきたいなと思います。それは何も谷中のために条例をつくるわけじゃなくて、まさに台東区全体のまちづくりのために総合まちづくり条例をつくろうという都市計画マスタープランをつくったわけですので、それもぜひ実践していただいて、委員がおっしゃるように、谷中、上野、浅草だけじゃないぞというところをぜひともやっていかないといけないかなと。2040年というのは高齢化が一番進んだ時代で、その後は人口減少しか東京にもないというところですので、そういう意味では、この20年間どんなまちづくりをするかというのはすごく将来の台東にとって大事な20年になるんじゃないかなと。「失った20年」にならないように、しっかりと取り組んでいかなきゃいけないんじゃないか

なということが委員のお話の裏側にあるんじゃないかなと思っています。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

それでは、きょういただいた意見も踏まえて、報告は最終かもしれませんが、ビジョンの仕上げを進めていただければと思います。

(4) 答申

- ・東京都市計画道路の変更について
- ・東京都市計画 谷中地区地区計画について

○会長 それでは、次第でいきますと7の(4)で、答申ということになります。都市計画道路と谷中地区地区計画についてですけれども、本来ですと、区長がおられれば、ここで答申文を渡すんですが、区長がおられないので、私のほうから後ほど区のほうに答申させていただきますけれども、確認だけしておきたいと思います。

案文はありましたか。では、案文をお配りください。

(答申(案)配付)

○会長 それでは、改めて、まず、「東京都市計画道路の変更について」は、「本件については承認する」と答申して、区より東京都に通知していただくということにしたいと思います。

次に、「東京都市計画 谷中地区地区計画について」でございますけれども、今配っていただいたとおり、次の事項については特に配慮されたいということで、「本地区の特性である景観の維持及び保全、継承を図るため、地域の検討状況を踏まえ、早期に必要な取組みを行っていくこと」ということを付して答申させていただきたいと思います。確認ですけれども、よろしいでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。では、後ほど私どものほうから区のほうに答申をさせて いただきます。

以上をもって本日の議事は全て終了しました。きょうこういうことで、いつもより30 分早く終わらせていただきまして、ありがとうございました。コロナは本当にきょうあす どうなるかでこの先決まります。目に見えない相手ですので、まさに自助しかないんです ね。自分で防御するしかありませんので、それぞれ一人一人、過剰に怖がることも必要な いと思うんですが、絶対安心しないで、手洗い、マスク。マスクというのは、実は感染防止のマスクはもっとすごいマスクで、これは飛ばさないというマスクなので。そういう意味ではあるんですけれども、手洗い、消毒がすごく大事だと思っております。お帰りの際も、先ほど消毒液があったと思いますが、消毒してお帰りいただければと思っております。それでは、審議としては以上でございますけれども、事務局から何か報告事項等あれば、お願いいたします。

○事務局 本日は特にございません。

8 閉 会

午前11時34分 閉会